

あけぼの団地外37団地

消防用設備等保守点検及び防火設備定期点検業務仕様書

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 概要

本仕様書は消防用設備等保守点検及び防火設備定期点検業務委託に適用する。

第2条 所在地及び名称

別紙「令和8年度点検予定団地一覧表」参照

第3条 点検概要

消防用設備等の機器点検及び総合点検及び建築基準法に基づく防火設備定期点検
対象設備

- 1 自動火災報知設備
- 2 非常警報設備
- 3 誘導灯設備
- 4 避難器具
- 5 連結送水管
- 6 防排煙制御設備
- 7 消火器
- 8 防火設備

第4条 共通事項

- 1 消防用設備等については、消防法第17条の技術上の基準に適合しているか確認すること。また、防火設備定期点検については、建築基準法第12条第4項に基づく点検を行うこと。
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に規定する次に掲げる資格を有するすべての者を直接雇用し、本件契約に係る業務の履行に際し、配置できる者であること。ただし、複数の資格を有する者を配置することを妨げない。また、資格を有することを証する書類及び直接的な雇用関係を証する書類を提出すること。
 - ア 消防設備士甲種又は乙種第1類又は消防設備士甲種又は乙種第2類、又は消防設備点検資格者第1種
 - イ 消防設備士甲種又は乙種第4類、又は消防設備点検資格者第2種
 - ウ 消防設備士甲種又は乙種第5類、又は消防設備点検資格者第2種

- エ 消防設備士乙種第6類、又は消防設備点検資格者第1種
 - オ 消防設備士甲種又は乙種第4類又は消防設備士乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
 - カ 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第4類又は消防設備士乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に規定する1級建築士若しくは2級建築士又は防火設備検査員のいずれかの資格を有する者を直接雇用し、本件契約に係る業務の履行に際し、配置できる者であること。また、資格を有することを証する書類及び直接的な雇用関係を証する書類を提出すること。
 - 4 消防用設備等は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、年2回の点検（機器点検、総合点検）を行い、点検結果を消防法の規定により定められた書式に基づき監督職員に提出すること。なお、防火設備定期点検は、建築基準法施行規則第6条の2第1項の規定に基づき年1回の点検を行い、点検項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに点検の結果表は平成28年国土交通省告示第723号による。
 - 5 点検期日は監督職員と打ち合わせにより決定すること。なお、消防用設備等の機器点検及び防火設備定期点検は令和8年9月30日まで、総合点検は令和9年3月31日までに点検結果を提出すること。
 - 6 点検日は原則として日曜日及び祝祭日を除く9:00～17:00の日時で、監督職員との打ち合わせにより決定するものとする。
 - 7 点検実施後、30日以内に点検結果をまとめて提出すること。
 - 8 各市営住宅の住民には、十分な日数をもって、日時、作業内容を知らせること。また、点検中は作業周知看板を設置し、周知を図ること。
 - 9 点検に際し、各住戸及び各施設の取扱いに十分注意するとともに入居者等にも十分配慮すること。特に避難はしご点検時、下階の住民への連絡が不十分であることに起因するトラブルがないよう十分注意すること。
 - 10 本仕様書に記載されていない事項であっても、監督職員の指示に従い点検を行うこと。
 - 11 故障が発生した場合は、直ちに監督職員に報告すること。
 - 12 点検に際し、軽微な変更及び修繕があった場合は、監督職員の指示に従うこと。
 - 13 点検に際し、各市営住宅の自治会長及び管理人等に業務内容及び日程等を事前に説明すること。
 - 14 連結送水管については、以下の団地においてホース及び配管の耐圧性能試験を行うこと。
対象団地（9団地）
グレース雄松・けやき・汐見第2・高千穂第2・高千穂第4・三沢第4・三沢第7・三沢第8・三沢第9

第2章 消防用設備等保守点検及び防火設備定期点検

第1節 概要

住戸棟の消防用設備等の保守点検及び建築基準法に基づく防火設備点検を行う。

第2節 消防用設備等の内容

別紙「消防用設備等及び防火設備一覧」及び「消防用設備等及び防火設備点検個数一覧」参照

(案)

令和8年度点検予定団地一覧表

	団地名	住所	地区名	階数	棟数	構造
1	あけぼの	田尻178番地の5	宮前	8階	1棟	高耐
2	あさがお	汐見町1丁目7番地の1	芦原	7階	1棟	高耐
3	岩橋	岩橋1529番地	西和佐	3階	2棟	中耐
4	共栄第2	雄松町5丁目11番地	芦原	5階	2棟	中耐
5	共栄第3	雄松町6丁目10番地	芦原	5階	1棟	中耐
6	共栄第4	雄松町6丁目2番地の1	芦原	6階	1棟	高耐
7	くすのき	島崎町5丁目24番地の4	芦原	3階	1棟	中耐
8	栄谷	栄谷488番地	貴志	4階	2棟	中耐
9	栄谷第2	栄谷472番地	貴志	3階	2棟	中耐
10	さつき	島崎町6丁目29番地の1	芦原	3階	1棟	中耐
11	汐見第2	汐見町1丁目33番地	芦原	7階	1棟	高耐
12	島崎第4	島崎町5丁目20番地	芦原	6階	2棟	高耐
				3階		中耐
13	白樺	雄松町6丁目38番地	芦原	5階	1棟	中耐
14	すずらん	島崎町6丁目40番地	芦原	8階	1棟	高耐
15	すみれ	鳴神982番地の1, 952番地の1	宮	4階	4棟	中耐
16	鷹匠町	鷹匠町4丁目21番地の3	芦原	5階	1棟	中耐
17	高千穂第2	三沢町4丁目7番地	芦原	6階	1棟	高耐
18	高千穂第3	三沢町4丁目8番地の2	芦原	6階	1棟	高耐
19	高千穂第4	三沢町4丁目12番地の2	芦原	8階	1棟	高耐
20	たちばな	坂田71番地の1	宮前	4階	1棟	中耐
21	東和第3	杭ノ瀬64番地の1	宮前	4階	1棟	中耐
22	東和第10	杭ノ瀬190番地の1	宮前	4階	1棟	中耐
23	東和第11	杭ノ瀬192番地の2	宮前	3階	1棟	中耐
24	ひまわり第3	三沢町1丁目3番地	芦原	3階	2棟	中耐
25	平井	平井464番地、464番地の3	楠見	3階	1棟	中耐
26	平成	三沢町4丁目10番地	芦原	6階	1棟	高耐
27	三沢第2	三沢町3丁目20番地の1	芦原	5階	4棟	中耐
28	三沢第3	三沢町2丁目11番地の2,58番地	芦原	4階	3棟	中耐
29	三沢第4	三沢町3丁目12番地	芦原	8階	1棟	高耐
30	三沢第5	雄松町6丁目5番地の2	芦原	5階	1棟	中耐
31	三沢第7	三沢町4丁目1番地	芦原	7階	1棟	高耐
32	三沢第8	三沢町2丁目12番地の3	芦原	10階	1棟	高耐
33	三沢第9	三沢町3丁目8番地の2	芦原	8階	1棟	高耐
34	三沢第10	三沢町3丁目10番地	芦原	4階	1棟	中耐
35	もみじ	雄松町4丁目1番地の2	芦原	3階	1棟	中耐
36	けやき	南片原2丁目8番地	芦原	9階	1棟	高耐
37	グレース雄松	雄松町5丁目10番地	芦原	10階	1棟	高耐
38	はまなす	南片原2丁目13番地	芦原	3階	1棟	中耐

(案)

消 防 用 設 備 等 及 び 防 火 設 備 一 覧

	団地名	自動火災報知設備	非常警報設備	誘導灯設備	避難器具(ハッチ式はしご等)	連結送水管	防排煙制御設備・防火設備	消火器
1	あけぼの	自動火災報知設備				連結送水管3～8階 各2台		55本
2	あさがお		非常警報器具、設備(各階1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)	202号、302号、402号、502号、602号、702号	連結送水管3～7階 各階廊下1台		10本
3	岩橋							12本
4	共栄第2		非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯20W2台、誘導標識(集会所)				26本
5	共栄第3		非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)	2-1号、2-8号、3-1号、3-8号、4-1号 4-8号、5-1号、5-8号			16本
6	共栄第4		非常警報器具、設備(1～4階各2台、5～6階各1台)		124号、134号、144号、154号			13本
7	くすのき		非常警報器具、設備(各階1台)		203号、303号			6本
8	栄谷		非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)				11本
9	栄谷第2							13本
10	さつき		非常警報器具、設備(各階1台)		203号、303号			6本
11	汐見第2		非常警報器具、設備(各階2台)		224号、225号、234号、235号、244号、245号 254号、255号、264号、265号、274号、275号	連結送水管3～7階 各階廊下1台	連動制御器 防火扉(2～7階 各2枚) 光電式煙感知器(2～7階 各3個)	15本
12	島崎第4	1棟	非常警報器具、設備(計9台)	誘導灯、誘導標識(集会所)	123号、127号		連動制御器 防火扉(各階1枚) 光電式煙感知器(各階1個)	15本
		2棟	非常警報器具、設備(計5台)		221号、225号、233号			
13	白樺		非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)				10本
14	すずらん	自動火災報知設備			集会所、206号、207号、211号、306号、307号、311号、406号、407号、411号 506号、507号、510号、606号、607号、610号、706号、708号、806号、808号	連結送水管3～8階 各階2台		49本
15	すみれ		非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)				33本
16	鷹匠町		非常警報器具、設備(集会所1台、各階2台)	誘導灯、誘導標識(集会所)	金属吊下式 2-1号、2-8号 緩降機 3-1号、3-8号、4-1号、4-7号、5-1号			14本
17	高千穂第2		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯、誘導標識(集会所)		連結送水管3～6階 各階1台	連動制御器 防火扉(2～6階 各2枚) 光電式煙感知器(2～6階 各1個)	19本
18	高千穂第3		非常警報器具、設備(各階2台、6階1台)				連動制御器 防火扉(2～5階 各2枚 6階のみ1枚) 光電式煙感知器(2～5階 各3個 6階のみ1個)	6本
19	高千穂第4		非常警報器具、設備(各階2台)			連結送水管3～8階 各階1台	連動制御器 防火扉(2～8階 各2枚) 光電式煙感知器(2～8階 各3個)	25本
20	たちばな			誘導灯、誘導標識(集会所)				12本
21	東和第3			誘導灯、誘導標識(集会所)				5本
22	東和第10		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯、誘導標識(集会所)				8本
23	東和第11		非常警報器具、設備(各階2台)					6本
24	ひまわり第3	1棟	非常警報器具、設備(各階1台)					12本
		2棟	非常警報器具、設備(各階1台)					
25	平井							8本
26	平成		非常警報器具、設備(各階2台)		201号、301号、401号、501号、601号		連動制御器 防火扉(2～6階 各2枚) 光電式煙感知器(2～6階 各1個) 熱感知器(2～6階 各2個)	7本

(案)

消防用設備等及び防火設備一覧

団地名	自動火災報知設備	非常警報設備	誘導灯設備	避難器具(ハッチ式はしご等)	連結送水管	防排煙制御設備・防火設備	消火器
27 三沢第2	1棟	非常警報器具、設備(集会所1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)				61本
	2棟			221号、226号、231号、236号、241号、246号 251号、256号			
	3棟			321号、326号、331号、336号、341号、346号 351号、356号			
	4棟			421号、426号、432号、436号、441号、446号 451号、456号			
28 三沢第3	1棟	非常警報器具、設備(各階1台)	誘導標識(集会所)				12本
	2棟	非常警報器具、設備(各階1台)		223号、233号、243号			
	3棟	非常警報器具、設備(各階1台)					
29 三沢第4		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導標識(集会所)		連結送水管3～8階 各階ホール1台	連動制御器 防火扉(1～8階 各2枚) 光電式煙感知器(1～7階 各2個、8階のみ1個) 熱感知器(計15個+1個)	18本
30 三沢第5		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導標識(集会所)				11本
31 三沢第7		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯、誘導標識(集会所)		連結送水管3～7階通路 各1台	連動制御器 防火扉(2～6階 各2枚、7階のみ1枚) 光電式煙感知器(2～7階 各1個)	22本
32 三沢第8		非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯、誘導標識(集会所)		連結送水管3～10階 各1台	連動制御器 防火シャッター・煙感知器(1～10階 各1組) 熱感知器(1～10階 各2個)	30本
33 三沢第9		非常警報器具、設備(集会所1台、各階2台)	誘導灯、誘導標識(各階2台、集会所1台)	205号、305号、310号、405号、410号、505号 510号、605号、610号、705号、710号、805号	連結送水管3～8階 各1台	連動制御器 防火シャッター(集会所1枚、1～8階 各2枚) 光電式煙感知器(1階集会所2個、1～8階 各1個)	33本
34 三沢第10		非常警報器具、設備(各階1台)		202号、302号、402号			4本
35 もみじ		非常警報器具、設備(集会所1台、各階1台)	誘導灯、誘導標識(集会所)	202号、302号			4本
36 けやき	自動火災報知設備	非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯、誘導標識	121号、122号、125号、131号、132号、135号、141号、142号、145号、151号、152号、155号、161号、162号、165号、171号、172号、175号、181号、182号、185号、191号、192号、195号	連結送水管3～9階 各1台	差動式熱感知器、定温式熱感知器、光電式煙感知器	20本
37 グレース雄松	自動火災報知設備	非常警報器具、設備(各階2台)	誘導灯	202号、203号、302号、303号、402号、403号、502号、503号、602号、603号、702号、703号、802号、803号、902号、903号、1002号、1003号	連結送水管3～10階 各1台	差動式熱感知器、定温式熱感知器、光電式煙感知器	33本
38 はまなす	自動火災報知設備	非常警報器具、設備(各階1台)		223号、233号			4本

消防用設備等及び防火設備点検個数一覧

団地名	自動火災報知設備			非常警報設備			誘導灯設備			避難器具			連結送水管			防排煙制御設備・防火設備			消火器			
	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	
1 あげぼの	戸内受信機	GP型3級	96台										放水用器具格納箱		12台				消火器	ABC10型	52本	
	差動式スポット型感知器		250個										表示灯		12個				消火器	ABC20型	3本	
	定温式スポット型感知器		96個										送水口		2台							
	戸外表示器		96台										放水口		12台							
	R型受信機	共用分	1面																			
	作動式スポット型感知器	共用分	15個																			
	光電スポット型感知器	共用分	5個																			
	スピーカー	共用分	16台																			
	配線点検	絶縁測定	1式																			
2 あさがお				起動装置	押釦	7台	誘導灯		1台	避難ハッチ		6台	放水用器具格納箱		5台				消火器	ABC10型	10本	
				音響装置		7個	誘導標識						表示灯		5個							
				表示灯		7個	配線点検	絶縁測定	1式				送水口		1台							
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		5台							
3 岩橋																			消火器	ABC10型	12本	
4 共栄第2				起動装置	押釦	1台	誘導灯		2台											消火器	ABC10型	26本
				音響装置		1個	配線点検	絶縁測定	1式													
				表示灯		1個																
				配線点検	絶縁測定	1式																
5 共栄第3				起動装置	押釦	1台	誘導灯		3台	避難ハッチ		8台								消火器	ABC10型	16本
				音響装置		1個	配線点検	絶縁測定	1式													
				表示灯		1個																
				配線点検	絶縁測定	1式																
6 共栄第4				起動装置	押釦	10台				避難ハッチ		4台								消火器	ABC10型	13本
				音響装置		10個																
				表示灯		10個																
				配線点検	絶縁測定	1式																
7 くすのき				起動装置	押釦	3台				避難ハッチ		2台								消火器	ABC10型	6本
				音響装置		3個																
				表示灯		3個																
				配線点検	絶縁測定	1式																
8 栄谷				起動装置	押釦	1台	誘導灯		2台											消火器	ABC10型	11本
				音響装置		1個	誘導標識															
				表示灯		1個	配線点検	絶縁測定	1式													
				配線点検	絶縁測定	1式																
9 栄谷第2																			消火器	ABC10型	13本	
10 さつき				起動装置	押釦	3台				避難ハッチ		2台								消火器	ABC10型	6本
				音響装置		3個																
				表示灯		3個																
				配線点検	絶縁測定	1式																
11 汐見第2				起動装置	押釦	14台				避難ハッチ		12台	放水用器具格納箱		5台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	15本	
				音響装置		14個							表示灯		5個	煙感知器		18個				
				表示灯		14個							送水口		1台	防火扉		12個				
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		5台	配線点検	絶縁測定	1式				
12 島崎第4				起動装置	押釦	14台	誘導灯		1台	避難ハッチ		5台				連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	15本	
				音響装置		14個	誘導標識									煙感知器		6個				
				表示灯		14個	配線点検	絶縁測定	1式							防火扉		6個				
				配線点検	絶縁測定	1式										配線点検	絶縁測定	1式				
13 白樺				起動装置	押釦	1台	誘導灯		1台											消火器	ABC10型	10本
				音響装置		1個	誘導標識															
				表示灯		1個	配線点検	絶縁測定	1式													
				配線点検	絶縁測定	1式																

消防用設備等及び防火設備点検個数一覧

団地名	自動火災報知設備			非常警報設備			誘導灯設備			避難器具			連結送水管			防排煙制御設備・防火設備			消火器		
	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量
14 すずらん	戸内受信機	GP型3級	81台							避難ハッチ		20台	放水用器具格納箱		12台				消火器	ABC10型	49本
	差動式スポット型感知器		228個										表示灯		12個						
	定温式スポット型感知器		81個										送水口		2台						
	戸外表示器		81台										放水口		12台						
	R型受信機	共用分	1面																		
	作動式スポット型感知器	共用分	3個																		
	光電スポット型感知器	共用分	2個																		
	スピーカー	共用分	3台																		
配線点検	絶縁測定	1式																			
15 すみれ				起動装置	押釦	1台	誘導灯		1台										消火器	ABC10型	33本
				音響装置		1個	誘導標識														
				表示灯		1個	配線点検	絶縁測定	1式												
				配線点検	絶縁測定	1式															
16 鷹匠町				起動装置	押釦	10台	誘導灯		1台	避難ハッチ		7台							消火器	ABC10型	14本
				音響装置		10個	誘導標識														
				表示灯		10個	配線点検	絶縁測定	1式												
				配線点検	絶縁測定	1式															
17 高千穂第2				起動装置	押釦	12台	誘導灯		1台				放水用器具格納箱		4台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	19本
				音響装置		12個	誘導標識						表示灯		4個	煙感知器		5個			
				表示灯		12個	配線点検	絶縁測定	1式				送水口		1台	防火扉		10個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		4台	配線点検	絶縁測定	1式			
18 高千穂第3				起動装置	押釦	11台										連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	6本
				音響装置		11個										煙感知器		13個			
				表示灯		11個										防火扉		9個			
				配線点検	絶縁測定	1式										配線点検	絶縁測定	1式			
19 高千穂第4				起動装置	押釦	16台							放水用器具格納箱		6台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	25本
				音響装置		16個							表示灯		6個	煙感知器		21個			
				表示灯		16個							送水口		1台	防火扉		14個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		6台	配線点検	絶縁測定	1式			
20 たちばな							誘導灯		1台										消火器	ABC10型	12本
							誘導標識														
							配線点検	絶縁測定	1式												
21 東和第3							誘導灯		1台										消火器	ABC10型	5本
							誘導標識														
							配線点検	絶縁測定	1式												
22 東和第10				起動装置	押釦	8台	誘導灯		2台										消火器	ABC10型	8本
				音響装置		8個	誘導標識														
				表示灯		8個	配線点検	絶縁測定	1式												
				配線点検	絶縁測定	1式															
23 東和第11				起動装置	押釦	6台													消火器	ABC10型	6本
				音響装置		6個															
				表示灯		6個															
				配線点検	絶縁測定	1式															
24 ひまわり第3				起動装置	押釦	6台													消火器	ABC10型	12本
				音響装置		6個															
				表示灯		6個															
				配線点検	絶縁測定	1式															
25 平井																			消火器	ABC10型	8本

消防用設備等及び防火設備点検個数一覧

団地名	自動火災報知設備			非常警報設備			誘導灯設備			避難器具			連結送水管			防排煙制御設備・防火設備			消火器		
	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量
26 平成				起動装置	押釦	12台				避難ハッチ		5台				連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	7本
				音響装置		12個										煙感知器		5個			
				表示灯		12個										熱感知器		10個			
				配線点検	絶縁測定	1式										防火扉		10個			
27 三沢第2				起動装置	押釦	1台	誘導灯		3台	避難ハッチ		24台							消火器	ABC10型	61本
				音響装置		1個	誘導標識														
				表示灯		1個	配線点検	絶縁測定	1式												
				配線点検	絶縁測定	1式															
28 三沢第3				起動装置	押釦	12台	誘導標識			避難ハッチ		3台							消火器	ABC10型	12本
				音響装置		12個															
				表示灯		12個															
				配線点検	絶縁測定	1式															
29 三沢第4				起動装置	押釦	16台	誘導標識						放水用器具格納箱		6台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	18本
				音響装置		16個							表示灯		6個	煙感知器		15個			
				表示灯		16個							送水口		1台	熱感知器		16個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		6台	防火扉		16個			
30 三沢第5				起動装置	押釦	10台	誘導標識												消火器	ABC10型	11本
				音響装置		10個															
				表示灯		10個															
				配線点検	絶縁測定	1式															
31 三沢第7				起動装置	押釦	14台	誘導灯		1台				放水用器具格納箱		5台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	22本
				音響装置		14個	誘導標識						表示灯		5個	煙感知器		6個			
				表示灯		14個	配線点検	絶縁測定	1式				送水口		1台	防火扉		11個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		5台	配線点検	絶縁測定	1式			
32 三沢第8				起動装置	押釦	20台	誘導灯		1台				放水用器具格納箱		8台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	30本
				音響装置		20個	誘導標識						表示灯		8個	煙感知器		10個			
				表示灯		20個	配線点検	絶縁測定	1式				送水口		1台	熱感知器		20個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		8台	防火扉		10個			
33 三沢第9				起動装置	押釦	17台	誘導灯		1台	避難ハッチ		12台	放水用器具格納箱		6台	連動操作盤		1台	消火器	ABC10型	33本
				音響装置		17個	誘導標識						表示灯		6個	煙感知器		10個			
				表示灯		17個	配線点検	絶縁測定	1式				送水口		1台	防火扉		17個			
				配線点検	絶縁測定	1式							放水口		6台	配線点検	絶縁測定	1式			
34 三沢第10				起動装置	押釦	4台				避難ハッチ		3台							消火器	ABC10型	4本
				音響装置		4個															
				表示灯		4個															
				配線点検	絶縁測定	1式															
35 もみじ				起動装置	押釦	4台	誘導灯		2台	避難ハッチ		2台							消火器	ABC10型	4本
				音響装置		4個	誘導標識														
				表示灯		4個	配線点検	絶縁測定	1式												
				配線点検	絶縁測定	1式															
36 けやき	戸内受信機		58個	住宅情報盤	総合盤(受信機、ベル)	18面	誘導灯		1個	避難ハッチ		24台	放水用器具格納箱		7台				消火器	ABC10型	20本
	差動式スポット型感知器		156個	地区ベル		2個	誘導標識						表示灯		7個						
	定温式スポット型感知器		370個	P型1級 25L		1面							送水口		1台						
	差動スポット2種	共用分含む	46個										放水口		7個						
	定温スポット特種	共用分含む	95個																		
	差動スポット特種(試験口付)	共用分	53個																		
	差動分布型	共用分	1か所																		
	煙感知機(光電式スポット)2種	共用分	15個																		
GP3級(玄関子機含)	共用分	58台																			

(案)

消防用設備等及び防火設備点検個数一覧

団地名	自動火災報知設備			非常警報設備			誘導灯設備			避難器具			連結送水管			防排煙制御設備・防火設備			消火器			
	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	機種	摘要	数量	
37 グレース雄松	戸内受信機		76台	起動装置	押釦	20個	誘導灯		2台	避難ハッチ		18台	放水用器具格納箱		8台	ガス漏れ検知器		76個	消火器	ABC10型	33本	
	差動式スポット型感知器		228個	音響装置		20個							表示灯		8個							
	定温式スポット型感知器		76個	表示灯		20個							送水口		1個							
													放水口		8個							
38 はまなす	戸内受信機		6台	起動装置	押釦	3個				避難ハッチ		2台								消火器	ABC10型	4本
	差動式スポット型感知器		36個	音響装置		3個																
				表示灯		3個																

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。



業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、あけぼの団地外37団地消防用設備等保守点検及び防火設備定期点検業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1） 消防用設備等機器点検
- （2） 消防用設備等総合点検
- （3） 防火設備定期点検

（契約期間）

第2条 この契約の期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とし、消防用設備等機器点検が 円（消費税及び地方消費税分を含む。）、消防用設備等総合点検が 円（消費税及び地方消費税分を含む。）、防火設備定期点検が 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害のために生じた経費については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切責任を負わないものとする。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第10条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認後の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度甲の確認を受け、その後甲に対し当該点検に係る委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(不完全履行)

第16条 甲は、第11条の規定による確認日から1年間、乙に対して完全な履行を請求することができる。

2 甲は、前項の完全な履行に替え、損害賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対

する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。